

議会運営委員会理事会記録

令和4年9月1日（木）

杉並区議会

目 次

令和5年度予算要望について	3
議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の提案事項について	3
第3回定例会における本会議及び委員会の運営方法について	4
決算特別委員会について	6
(1) 正副委員長の選出について	6
(2) 会派別質疑持ち時間表（案） について	7
(3) 委員の席次について	7
(4) 資料請求について	9
定例会の日程（案）について	1 1
本会議の会議録署名議員について	1 1
一般質問について	1 1
発言通告について	1 2
第3回定例会における傍聴について	1 2
区議会だよりの発行協力依頼について	1 3
その他	1 3

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和4年9月1日(木) 午前9時59分～午前10時51分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 富 田 た く 理事 奥 田 雅 子	理事 浅 井 くにお 理事 小 川 宗次郎 理事 太 田 哲 二 理事 藤 本 なおや
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	副議長 渡 辺 富士雄	
出席理事者	政策経営部長 関 谷 隆	
事務局職員	事務局 長 渡 辺 幸 一 事務局次長代 久保井 悦 代 議事係長 蓑 輪 悦 男	事務局次長 内 藤 友 行 調査担当係長 武 士 清 亮 担当書記 出 口 克 己

(午前 9時59分 開会)

大泉理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《令和5年度予算要望について》

大泉理事 初めに、令和5年度予算要望について理事者から説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

政策経営部長 令和5年度の予算編成作業はこれからということになりますけれども、新年度に向けた各会派からの予算要望について、御提出いただく期日を令和4年9月22日木曜までとさせていただきたいと思ひます。提出先は、政策経営部の財政課ということになります。

以上です。

大泉理事 この件について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、要望がある場合は、9月22日木曜日までに財政課に直接提出をお願いいたします。

理事者の方は退出いただいて結構です。

続いて、議会費について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、議会費に関する要望がある場合につきましては、会派で取りまとめていただき、9月16日金曜、期限厳守で事務局庶務係のほうへの提出をお願いいたします。

以上です。

大泉理事 この件についても説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 次に、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、8月4日の1回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。――それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の提案事項について》

大泉理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料1を御覧ください。区長から、条例8件、補正予算1件、人事案件2件、決算の認定4件、専決処分の報告5件、健全化判断比率1件、内部統制の評価1

件、以上22件の案件が提出される予定となっております。除斥対象の案件がないかどうか、明日、9月2日に議案が配付される予定となっておりますので、漏れのないよう各議員で確認のほどお願いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件については、明日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認をいただいて、除斥の対象となる議案があった場合は議長に申し出ていただきますよう、各会派の議員にお伝え願います。なお、非交渉会派については、事務局から説明をお願いいたします。

《第3回定例会における本会議及び委員会の運営方法について》

大泉理事 次に、第3回定例会における本会議及び委員会の運営方法について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。新型コロナウイルスの感染が拡大しており、BCP発動中での定例会開催となります。予断を許さない状況が続いております。これまで実施してきた取組を再確認の上、本会議、委員会等の運営を行っていくことを確認いたします。

取組内容については、これまで実施してきた内容となり、項目としましては、1、本会議の議員出席人数の調整、2、本会議、委員会での説明員精査、3、委員会の運営方法については、1定から実施しております(2)委員会の発言の際は着座のまま発言することや、(3)委員会の委員席はアクリルパーテーションを設置することも継続して実施することといたしております。4、発言内容の精査、5、対面会話の機会縮減、6、その他はマスクの着用、消毒などの感染対策などの事項となっております。

この内容でよろしければ、明日開催の議会運営委員会において承認後、全議員宛て周知することといたしたいと存じます。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

小川理事 代表質問の精査というのは私はおかしいと思って、今回初めて就任に当たっての代表質問を精査する必要があるんですか。

大泉理事 今、小川理事からそういった御質問がありました。4、発言内容の精査の中に

代表質問が含まれている、その部分の「可能な限り精査するよう努める」といった文言の記載についての御質問ということですが、このあたりは今、精査する必要があるかというのが小川理事の御意見ということですか。内容の精査ということなのか、いわゆる時間的なものということなのか、その辺の意図というのは、それぞれこれまで取組の中で、議員の発言ですので無駄なものは何一つないという前提はありますけれども、そういった中でもコロナの感染拡大ということに対する配慮という意味合いでこれを載せていたということなんでしょうか。

議会事務局次長 今委員長おっしゃるとおり、代表質問については時間の制限は特にございませんけれども、コロナ禍ということなので、できる限り時間的には短くするような形での御協力をお願いしたいという趣旨でございます。特に内容についての精査ということではございません。

小川理事 内容についての精査ではないということですが、時間的なあれということも、やはり代表質問は4年に1回しかないものだから、時間の云々というのは私は承諾できないです。

大泉理事 これはイメージ、それぞれの受け止め方というところはあるかと思えますけれども、例えば、これが3日間ぶっ通しでやるよという話ではもちろんないかと思えますので、そのあたりは皆様の共通理解の範囲内というような意味合いということによろしいでしょうか。何となくこれまでの一般的なとか、常識的な範囲ということによろしいですか、小川理事。

小川理事 一般質問とかは今までそういったことがありましたけれども、代表質問については、これはもう時間とかについては努めるという必要は私はないと思います。

大泉理事 ただ、そうは言いながらも日程というのが、特に細かい時間制限がある前提ではもちろんありませんけれども、おおむねの会期であるとかそういったものが決められている中で、大幅にそこに影響を及ぼすようなところではないという理解でよろしいでしょうか、小川理事。

小川理事 先ほど言ったように1日も2日もやるわけではないので、代表質問という4年に1回、特に新しい区長の就任に当たっての所信表明ですから、ある程度は長くなるのは当然というふうに私は思っています。

大泉理事 今、皆様にもお伺いしますが、小川理事から今の発言がございました。この運営方法についての4、発言内容の精査というところに、一般質問、議案等に対する質疑等々あるのと同じく代表質問というものが加えられております。しかしながら、ここに具体的な時間であるとかの記載があるわけではないという中で、あくまでも可能

な限り精査に努めるといったことでの記載ということですので、そういった範囲をそれぞれが受け止めていただいた中で運営をしていくということで解釈させていただこうかと思いますが、そういったことでよろしいですか。

小川理事 代表質問をここに入れること自体が私はおかしいなと思っていますので。

以上です。

大泉理事 これはあくまでコロナ禍ということですので、コロナがなければ特にそういったものもなかったのかなと思うんですけれども、コロナ禍ということにおいても、4年に1度ということも踏まえればここに載せるべきではないというのが小川理事の御意見でございますが、皆様、何か御意見ございますか。

藤本理事 小川理事の言うことは至極真つ当なことだと思っておりますし、私も同じ考え方です。ただ、書き方とか受け止め方もあるんですけれども、この平場でこういう話をした、これは議事録に残るし、紙も出ちゃうのであまりよろしくないとは思いますが、ただ、折衷案として、時間を制限するものではないということをしっかりと担保するというのであれば、小川理事、その辺でどうですか。皆さんの合意の中で、時間制限をするものではないということに同意されるということにまとめられればと思いますが、いかがでしょうか。

大泉理事 今、藤本理事からそういった御意見をいただきました。もちろんこの件に関しては時間制限をするものではないというのは議事録にも残るという状況の中で、こういったところで折衷案といいますか、そういったところの御納得はいただけそうでしょうか、小川理事。

小川理事 そういうことであれば了承いたします。

大泉理事 ありがとうございます。それでは、当然のことながら議事録にもしっかりと残されているという状況の中で、今回の運営方法の4、発言内容の精査の(1)に含まれております代表質問、これに関しては時間制限に努めるという意味合いではないということに改めて確認させていただいた上で、こうした運営方法で行っていきたいと思っておりますけれども、そうしたことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 ありがとうございます。それでは、この件については明日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《決算特別委員会について》

(1) 正副委員長の選出について

大泉理事 次に、決算特別委員会についてです。

まず、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、正副委員長の選出は、慣例により、委員長は副議長会派から、副委員長は議長会派から選出をいただいております。これでよろしければ、個名を9月6日火曜までに事務局のほうにお知らせいただきたいと思います。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、正副委員長の選出については説明のとおりといたします。自杉さんと公明さんの各会派は、9月6日までに事務局に個名をお知らせいただくようお願いいたします。

(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について

大泉理事 続いて、会派別質疑持ち時間表（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。8月4日の議運理事会及び議会運営委員会において、決算特別委員会の審査方法、日程、持ち時間について御承認いただいたところで、それを基に各会派別の質疑持ち時間表（案）を作成しましたので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——よろしければ、案のとおり
の日程で考えてまいります。

なお、意見開陳につきましては、本年の予算特別委員会の際と同様に、1会派当たり20分以内に収めていただきますよう、あらかじめ各会派の御協力をお願いいたします。決算特別委員会の委員長にも私からお願いしたいと思います。非交渉会派にも、事務局のほうからお伝えを願います。

(3) 委員の席次について

大泉理事 続いて、委員の席次について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料4を御覧ください。会派の枠組みを考慮した上で席次（案）を作成いたしました。変更点は、自杉の結成に伴う変更、連携の解散に伴う変更、また、平和と無維の位置は、予特とは入れ替えている部分です。この内容を基に2案ほど作成しております。この2案を基に御協議いただき、本日の理事会で枠組みをお決めいただきたいと思います。また、各会派は個名を9月6日火曜までにお知らせください。提出用の

記入用紙は、本日配付の資料をおつけしておりますので、期限までに御提出をお願いいたします。

なお、非交渉会派の各議員は、理事会での協議をした上、後の空いている枠で調整の予定です。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明のとおり席次（案）の提示がありましたが、まず、その説明について何か御意見はありますか。

小川理事 私としてもいろいろ考えがございます。いろいろな考え方の中で、本会議のあれは議決事項ですのでいろいろ変えると大変ということは分かります。でも、この決算、予算の席次についてはそれほど大きく変わっても影響がないものと考えておりますので、申し訳ないですけれども、私たちはこの2案は全く了承できません。我々は、今共産党さんがいるほうの席に移動したいと思っていますので、御検討いただきたいと思います。

大泉理事 今、小川理事から共産党さんが使っているエリアのところに移りたいという申入れがありました。御存じのとおり、理事会という場ですので各理事の中でのコンセンサスをどこで得ていくかというところになりますけれども、今の小川理事の提案に対して何か御意見ある理事は。

富田理事 共産党としては、共産党の位置についてはこの2案で進めていただきたいというふうに思います。

大泉理事 こちら側のエリアにもそういった御意見がありました。

本日、合意が得られるものであればここを決め切っておきたいというところはありませんけれども、とはいえ、やはり合意が形成されないという中ではそれは進められないということになります。まして決算特別委員会の席次ということなので、必ずしも本日決め切れなければ時間的にもう間に合わないということではございません。

いかがでしょうか、この場で、まずほかの会派の皆様にも御意見を伺えればと思うんですけれども、浅井理事から1人ずつお聞かせいただけますか。

浅井理事 ほかの会派の位置について、ここがいいとかという話は特になくて、私どもの会派は案のとおりで進めていただければな、そのように思います。2枚目が案2ということですか。

大泉理事 そうです、これを2とします。

浅井理事 2のほうですね。

島田理事 委員会の座席なんかどうでもいいです。希望があるところが協議してもらえばいいと思います。

大泉理事 そのような御意見をいただきました。自民さんと共産さんは伺いましたので、では、太田理事、御意見よろしいでしょうか。

太田理事 私も何でもいいです。それこそ会派ごとにまとまっていなくて別にどうということない。あいうえお順だろうが何だろうがいいです。

奥田理事 私も、別にこだわりません。

藤本理事 自民さんと共産さんでくじ引でもやってください。

大泉理事 今、各会派の理事から御意見をいただきました。特にこだわりはないということもありますし、該当する会派で協議してくれという御意見もありました。いずれにしても、その調整はもちろん必要であろうかと思しますので、この場で今日は結論ということではなくて、一旦本日は各会派の御意見を伺わせていただいたということで、改めて協議の場を設けてということにさせていただきたいと思しますが、皆様、それでよろしいですか。

小川理事 これを今日は了承できません。

もう一つ付け加えさせていただくと、基本的に、共産党のところには別にこだわりません。希望は共産党で、そこはこだわりませんが、この席次で言うとなるべく右のほうにということ。右です。発言者席よりなるべく右。

大泉理事 発言者席よりも右側のエリアの中でということですか。

小川理事 そうです、なるべく右のほうです。

大泉理事 そうすると、当然影響するほかの会派の皆さんたちがいらっしゃる中で、そういった中でその調整が可能かどうかというものは一度持ち帰らせていただいた上で、事務局も含め、該当会派と御意見を伺って調整が図れるかどうかということになるかと思しますので、一旦そういった御意見があったということの中でお預かりさせていただいて、改めてまた協議の場を設けるといような形にさせていただきたいと思します。そういったことでよろしいでしょうか。――では、席次については今日の段階でそういった形にさせていただきます。

(4) 資料請求について

大泉理事 続きまして、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料5を御覧ください。

1、資料請求に係る日程ですが、資料請求受付期間は記載のとおりで、前回、8月4日の議運理事会から変更はございません。資料配付日は9月30日金曜午前9時を予定しております。

2、資料請求書の記載等についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く状況で、区では、保健所への応援体制をしくなど、全庁を挙げて対応に当たっております。つきましては、資料請求の内容については十分な精査をお願いいたします。また、資料請求書は、できる限り早期に御提出いただき、区が資料作成に要する時間を捻出できるよう、特段の御配慮をお願いいたします。特に、提出期間最終日は本会議の初日であり、多くの傍聴者の来庁が見込まれます。傍聴者の対応や密を防ぐ観点からも、最終日に提出が集中しないよう御協力をお願いいたします。

(2) 請求資料は決算審査以外の目的で使用することはできません。

(3) 請求件名及び内容は、具体的かつ明確に御記載くださるようお願いいたします。その他注意事項を御確認いただき、会派で共有をお願いいたします。

なお、資料請求書は、裏面の見本を参考に作成をお願いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——請求資料の作成には莫大な時間と労力がかかるということでございます。保健所はもちろんですけれども、各課から保健所への応援体制が組み立てられている中で、保健所以外の課においても人員が大変手薄になっているところもあります。資料の調製などの対応が困難になっているということでございます。請求内容を御精査いただくこと、重複がないようにしていただきたいということ、請求内容は具体的かつ明確に記載していただくということ、対応する職員の業務負担等もございますので、提出が最終日に集中しないよう御協力をお願いしたいと思っております。

なお、請求の内容が重複するなどの場合については、引き続き調整をさせていただくこともございます。各会派の皆様におかれましては、さらなる御協力をいただきますように改めてお願いいたします。

浅井理事 資料請求書の様式ですけれども、(5)に最新の様式を使用してくださいということですが、今日の見本のものを見て、今までというか、ここ何年も変わっていないように思うんですけれども、何か変わったところがあるんですか。

大泉理事 今、浅井理事から決算資料請求書に関して変更点があればそちらを教えてくださいということがございましたけれども、事務局のほうで御回答いただけますか。

議会事務局次長 内容的には変わらないんですけれども、請求資料見本の上の「04決」となっているものが、前のものは予算になっている様式とかもありますので、それは間違えないように、そういう意味で最新ということですよ。中身については特に変わりはございません。あと、一番下の部数だとかが変わってくるかと思っておりますので、そういう意味

での最新ということです。

浅井理事 分かりました。

大泉理事 そのような形でお願いいたします。

《定例会の日程（案）について》

大泉理事 次に、定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料6を御覧ください。8月4日の議運で決定した内容で変更はございません。

なお、例年、3定の最終日の本会議終了後に、4定の日提案を協議、決定するため、議運理事会及び議運を開催しております。3定の最終日である10月19日水曜、本会議の最終日の終了後に区長から4定の申入れがある予定となっておりますので、それを受け、その後、議運理事会、続いて議運を予定してよろしいか、お伺いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、日程表には記載はございませんけれども、説明のとおり、10月19日の本会議終了後に議運理事会と議運が開催される予定ですので、よろしくをお願いいたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料7を御覧ください。第3回定例会の本会議の会議録署名議員は、記載のとおりです。

なお、本会議の日程が追加された場合などは、改めてお知らせをいたします。

以上です。

大泉理事 この件についてはよろしくをお願いいたします。

《一般質問について》

大泉理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、一般質問の通告につきましては、9月2日金曜午後1時から9月7日水曜午後1時までの受付となります。初日2日金曜、午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引で順番を決めさせていただきます。7日水曜、最終日についても、同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めに御通告くださいますようお願いいたします。

また、明日、9月2日金曜の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——なければ、明日、9月2日の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については、事務局で確認をお願いいたします。通告では各会派から御報告いただいた質問予定者数を上回ることはないように御協力をお願いいたします。また、通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めの通告に御協力をお願いいたします。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、いずれも発言通告は2日前の午後5時までとなります。本会議初日、9月12日月曜の発言通告につきましては9月8日木曜午後5時まで、中日、9月20日火曜の発言通告につきましては9月15日木曜午後5時まで、最終日、10月19日水曜の発言通告につきましては10月17日月曜午後5時まで、以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、発言通告の期限については、明日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《第3回定例会における傍聴について》

大泉理事 次に、第3回定例会における傍聴について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料8を御覧ください。区長交代後初めての議会の開催となるため、報道機関や傍聴者がこれまでよりも多く来庁することが予想されますので、傍聴の対応についてまとめたもので御説明をいたします。

1、傍聴受付ですが、これまで会議開始15分前から受付開始としておりましたが、第3回定例会につきましては30分前からの受付とします。

議場の傍聴席は間引きをしておりましたが、マスク着用の上、会話や発言を行わないことを前提に、間引きをしないことといたします。なお、第3、第4委員会室は、間隔を取って傍聴席を配置しております。傍聴者が定員を超える場合は、別室での傍聴を御案内いたします。

2、新型コロナウイルス感染症感染予防策ですが、傍聴受付時に検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合は傍聴を御遠慮いただきます。また、アルコール消毒器を設置し、手指消毒の実施や換気の実施、マスク着用や傍聴中の発言の自粛を依頼し、発熱、

倦怠感、せきなどの症状など体調不良時は傍聴の自粛を依頼します。

3、その他ですが、事前に区議会ホームページにおける周知、本会議初日開会前に議長からの協力依頼を予定しております。また、感染拡大などの場合は見直しをすることといたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、第3回定例会における傍聴については、明日開催の議会運営委員会で確認をし、了承を得ることといたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

大泉理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料9を御覧ください。区議会だより第262号については、3定の一般質問、決算特別委員会の意見開陳の内容を中心に、11月15日の発行を予定しております。質問原稿の提出など、裏面の発行計画（案）に従いまして、御協力のほどよろしく願います。

以上です。

大泉理事 この件につきましては、御協力のほどよろしく願います。

《その他》

大泉理事 次に、その他について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 先日の議運理事会におきまして、資料請求についての課題が提起されました。その件につきまして、事務局で総務課など関係所管に確認をした結果について御報告をいたします。

まず、従来より予決特の資料請求につきましては、予算、決算の議案が提出されてからの請求という流れとなっております。今回提起された請求した議員への配付時期を早め、かつ職員の資料作成期間はこれまでと同様の期間を設けるとなると、議案説明の議運の日程を早める必要が生じます。議運の日程を早めることについて、議案の取りまとめを行う総務課に確認したところ、議案化する前に付議する経営会議などの日程の兼ね合いから、時期を早めることは困難であるとの回答を得ております。

以上です。

大泉理事 この件については報告のとおりですが、何か質問などはございますか。——それでは、説明のとおりですので、よろしく願います。

続いて事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料の最後の2枚のご用意をお願いいたします。この件につきましては、奥山議員より、一般質問の質問要旨を傍聴に来た区民へ配付することについて、議長宛てに相談がございました。お願いの内容と理由は、配付資料のとおりです。2枚目は、質問要旨のサンプルとのことでした。

本文の中ほどに、10年前くらいに決定していたとの記載があります。平成24年の議運理事会で検討されていた経過が確認できております。当時、奥山議員が所属していた生活者ネット・みどりの未来から提案があり、当時、政治家と有権者としての関係での配付物と、議員が質問する議会活動には一定の線引きがあるので、議場、委員会での活動には一定の制限があるので、質問要旨の書式など一定のルールが必要では、などを踏まえ、試行として、平成24年の2定では一般質問をした議員24名のうち8名が、また3定では18名のうち3名の実績があったことが確認できております。以降については資料が残っていないため確認できません。恐らく、定着せず現在に至っているものと推測しているところでは。

理事の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

大泉理事 今、事務局から説明がありました奥山議員から議長宛てに「お願い」という文書が差し入れられました。こちらの内容については、一般質問の際に来場された傍聴者に対し、その質問の要旨をA4、1枚程度に記載したもの、これは2枚目に見本として添付されておりますけれども、こうしたものを配付すること。過去にはそれを実際に行われていた実績というものもあります。だんだんとこれは件数が減ってきたということか、その後なかなか定着せず、そのまま今に至っているといった説明がございました。今回、改めて奥山議員からこういった「お願い」、要望というものが届きましたけれども、これにつきまして理事の皆様の御意見を伺えればと思いますけれども、何か御意見ございますか。

富田理事 この取り決めで実績があつて、その後これをやめましょうという話があつたわけではないのかなと思うんですけれども、そうすると、当時決めたルールで今回も配付の要望があれば配付していいのかなというふうには私は思います。その際、あるかどうかは置いておいて、こちらの奥山議員の「お願い」の中には一般質問と書かれていますけれども、代表質問についても同様の扱いなのかなとも思うんですけれども、当時、代表質問については、この平成24年の配付したというときに、代表質問も含めてというお話であれば、それも含めてやればいいのかと思うんですけれども。

大泉理事 今、富田理事から御意見ありましたけれども、いまだにそのルールが生きているままであるのかどうかということなのですが、先ほどの説明だと、いろいろな議論を踏まえた上で試行的にということなので伺ったかと思えます。なので、試行してみたけれども、定着しなかったということで、今は有効になっていないということなのかどうか、そのあたりは事務局のほうで確認できますでしょうか。

議会事務局次長 先ほど御説明したとおり試行を2回ほど、少数の方がこの試行で一般質問については詳細な項目を出しているということがございまして、結局だんだん人数が減ってきている中で、再度本格実施をしていこうというような記録が見つかっていないので、いわゆる立ち消え状態であるのかなという。議運の理事会等での議論も行われていない状況ですので、その結果を報告したというだけで終わっているような今の状況ですので、その部分が生きているかどうかということ自体もちょっと定かではないというような状況でございます。

大泉理事 今事務局から報告をいただきましたけれども、そうすると、今回改めてこういったものを行う上にはもう一度決めが必要になるという認識でよろしいのでしょうか。

議会事務局次長 一旦リセットという形で、新たにこういう形でやるのであれば、当時の様式のまままたやるのか、どうするのかというのは御協議いただければと思います。

大泉理事 そうなりますと、今の御提案に対してですけれども、個人的にはA4、1枚程度のものではありませんが、その方によって書き方にばらつきがある、例えば写真を載せるようなことはどうするんだということであったりとか、見せ方ということだとか、こういったものが各議員によってばらばらになるというまた別の影響もあるのかなと。であれば、そういったものは統一するというにすることなのか、一定のルールがいずれにしても必要ではないかなと私個人的には感じるころですけれども、ほかの理事の皆様方、どのようにお考えになりますでしょうか。

浅井理事 この「お願い」の中段に10年ぐらい前という話がありましたけれども、その当時と今とは、大分SNSとかネット系の話は限りなく進んでいて、皆さん後で録画を見るとかそういう話もあるでしょうし、この間、質問要旨ということで提出しています。その要旨を備えておいて、実際には傍聴する人は聞けるわけですから、そういう面ではそれでいいのかな。決算特別委員会とか予算特別委員会にもそのときの資料がたしか1部だったか常備されていると思いますけれども、それと同じように傍聴席に取りあえず質問者の要旨を置いていただくという。

付け加えるというか、その話を聞いて私は思ったんですけれども、この間、敬老会や何かをやっていますけれども、そのときに手話通訳の人がやっぱりいるんですよ。質

問の録画の話というのはそのまま普通に流れていますけれども、今後はそういう意味で言うと、編集の過程で手話の画像が質問者と一緒に録画面に入るとか、そういうことを考えるといいのかなというのをちょっと思わせてもらいました。

大泉理事 さらにそういった改善の御提案もありましたけれども、今回のこの質問要旨記載というのは、これまでの質問通告で行われた要旨、こういったものは既に資料として配付していると。ですので、それをさらに掘り下げた細かいところまでの別途用意する質問要旨というのは特に必要ないのではないかと。それぞれホームページであるとか、そういったところで見直す機会はあるのではないかとというような御意見でございました。

これについて、ほかに御意見はありますか。

富田理事 こうした議論があることはすごくいいことだと思いますし、傍聴者の方にとって分かりやすくという意味で資料を配るとするのは僕もいいと思います。ただ、先ほどおっしゃっていられたように、一定のフォーマットが必要というのも、私もそうだなというふうに思います。

あと、これを実施することでどれぐらい事務局のほうの手間が増えるのかということも一定考慮しなければいけないのかなというところではあるんですけども、私としてはその辺を精査しながら、奥山議員のこのお願いが実現できるような方向性で進められたらいいかなと思います。

あと、先ほど浅井理事からありましたホームページ上での手話はすごくいい案だと思います。これはきっとお金も関わってくるころなんですよ。その辺のハードルをクリアしながら進めていけばいいなというふうに思います。

大泉理事 趣旨に関してはおおむね賛成できるというような御意見がありました。ただ、手法に関してはいろいろとまだ検討が必要ではないかといったこととございます。

この際、ほかの会派の理事の皆様にも御意見を伺わせていただければと思うんですけども、島田理事、御意見よろしいでしょうか。

島田理事 特に必要ありません。

大泉理事 特に必要ないという御意見でございます。

小川理事、いかがでしょうか。

小川理事 何とも言えないですけども、希望者が出すのであれば希望者が出してもいいのかなと思いますが、やっぱりある程度フォーマットも必要ですし、事務局の仕事とかそういうことを考えて、なるべくフェアというか公平を担保するためには継続で話し合うべきなのかなとは思っています。

太田理事 傍聴者でも懇意な人が来るというのは別に要旨もへったくれも、大体知らせて

あるんだろうと思うので、不特定多数、たまたま来るといって変ですけども、そういう人に対してどうするのかなど。どこかに書いてあるんでしょう、今日は誰々と誰々と誰々が質問すると。そんな程度でいいんじゃないのかなと思うんですけどもね。

大泉理事 現状のままでいいんじゃないかという御意見だと承りました。

奥田理事 分かりやすくという趣旨から言えばあってもいいのかなという気もしますけれども、やはりこういうことができるというようなルール、みんなが必ずやらなきゃいけないということではなくて、そういう範囲ならあってもいいのかなと思いますけれども、やっぱりフォーマットとか、どこまでの範囲で出すかというあたりはある程度話合いをしておく、申合せをしておくことは必要かなというふうに思います。

今は個人的にも、今度私はこういう質問内容をやりますみたいなことをSNSで発信したりしている方たちも結構いらっしゃるかなと思うので、みんながそういう環境にあればわざわざこういう必要もないのかなというふうにも思いますけれども、やはり今私も、どっちがいいというのはちょっと判断できないかなというふうに思っていて、引き続きその議論をする場があればと思います。例えば、議会改革特別委員会のテーマにして少し議論してもらおうとかというのもありなんじゃないかなというふうにちょっと思いました。

あと、先ほど浅井理事の手話の画面の端っこのほうに出ている、ああいう感じですよ。私もあれはすごくいいなというふうに思いました。

以上です。

大泉理事 まだいろいろな面で詰めていく課題もあるという御意見かと理解しました。

藤本理事、御意見ございますでしょうか。

藤本理事 今の話をずっと聞いていて、この件は何か私が関わっていたような気がしていたような、その当時、たしか議運の委員長か議長だったか、24年ぐらいなのかな。だから、そんな記憶がちょっとよみがえってはきていました。

過去の話をする、昔は質問通告の要旨には項目だけしか書けなかったんです。それで、こんな話があったかどうかの結果かどうか分からないんですけども、今はその項目のほかにちょっと補記というか説明することができるようになったじゃないですか。だから、その経緯はたしかこれが何かきっかけだったような記憶があるようなないような感じなんですけれども。その辺は全然分かりませんか。そんなような感じだったかなとは今ちょっと思い出していました。だから、一概には通告要旨の中でいろんなことを今書くことができるということの中で、それは担保されてきたから議論が止まったのか、継続して立ち消えになったのか、そんなようなあれだった感じもしていましたので。そ

こはこれからの議論の中で通告要旨の扱い方だったりとか、もう少しこういうふうにするんだというようなところも含めてちょっと検討されればいかがかなというふうに思いました。

あとは、議会の録画ですよね。うちはもう前から言っているんだけど、手話通訳もいいんだけど、字幕を出せということも言っているの。手話通訳を乗せるとまた別途お金がかかるんだけど、議事録をテロップで連動させるということは技術的にはできる話なので、議事録が確定するにはちょっと時間がかかるんだけど、そういうことも含めて少し将来的には検討されたいかがでしょうか。

大泉理事 ありがとうございます。過去の記憶の中で、そういった通告の補記が、そういったものも今は可能であるという中で、様々皆様に御意見を伺いましたけれども、現行の中でまだ対応が可能なのではないかと。それをさらに充実させていくということについてはこの先の課題ということの中で、まだもう少しいろいろと議論をしていくということでもいいんじゃないかといったことと理解をさせていただいております。一旦、いずれにしても、今回この「お願い」というものを出されましたけれども、今、現状の通告の大項目のみならず、その時点で細かいところまで書いていけば、それがある程度反映されているということであれば、まだ現行のままでも対応可能なのかなという範囲があるかと思うんです。なので、一旦今回こういった投げかけ、「お願い」がございましたけれども、取りあえず今回の定例会にすぐこれを変更していくということは時間的にも、また、もう少し検討を進める必要性というところからもちょっと難しいのではないかと判断をさせていただきたいと思うんですけれども。ただ、こうした投げかけについては今後、それが議会改革特別委員会であるのか別の場であるのかというところはまた検討の余地がありますけれども、引き続きそういったところの検討は続けていくと。現状については、これまでの現行制度の中で御本人が質問通告をする際の項目であるとか補記というところで対応していただくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。——それでは、この件についてはそのような形とさせていただきます。

日程は以上となりますけれども、ほかに何かございますか。

富田理事 すみません、ちょっと話を蒸し返すようであれなのですけれども、先ほどの決特のときの席次についてです。会派のほうに持ち帰る意味でも、場所を発言者席よりも右側にしたいというふうな御希望にはどういう理由があるのかなと。その理由によっては、会派のほうで話し合っただけで納得できればいいんじゃないのというふうにもなると思うんです。私としては、本会議場の席次に準拠した席次になっているのだろうとあって、それで今の形のままでいいかなというふうに思っているんですけれども、その辺で

小川理事、どうなんでしょうか。

小川理事 蒸し返されたので言いますけれども、発言者席よりもなるべく右って別に、では、なるべく右ということに訂正させてください、なるべく右。それからなぜって、本会議場、本会議の議席を変えるには議決が必要で番号が皆さん変わってしまうということですごく迷惑をかけるんです。でも、予特の場合は別に番号は変わらないですし、現実には、過去もその時々で大幅に変わっているときもあります。そういう意味でも、今回も選挙も絡んでいますけれども、ただ我々は第3会派でなるべく右のほうに行きたいというだけです。以上の理由です。

大泉理事 富田理事、会派の皆様の説明を、そういうふうな理由であったということでお話しいただければと思います。

島田理事 何だったらうちと入れ替わっても構わないので、なるべく早く決めてください。

大泉理事 いずれにしても、事務局に手伝っていただきながら、該当会派の中でちょっとこの辺を協議していただくということ、なるべく早めに決めていただきたいということも踏まえて、御対応をよろしくお願ひしたいと思います。

そのほかには何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前10時51分 閉会)